

1. 議事日程

(産業厚生常任委員会)

令和6年 9月19日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【福祉保健部】

①議案第61号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(2) 議案審査【建設部】

①議案第62号 安芸高田市浄化槽整備施設管理条例の一部を改正する条例

3、その他

(1) 閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	山 根 温 子	副委員長	新 田 和 明
委員	小 松 かすみ	委員	石 飛 慶 久
委員	山 本 優	委員	宍 戸 邦 夫
委員	金 行 哲 昭	委員	児 玉 史 則

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(9名)

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	米 村 公 男
福 祉 保 健 部 長	井 上 和 志	建 設 部 長	河 野 恵
子 育 て 支 援 課 長	佐 藤 弘 美	下 水 道 課 長	佐 々 木 宏
子 育 て 支 援 課 保 育 係 長	国 広 美 佐 枝	下 水 道 課 業 務 係 長	田 中 要

下水道課下水道係長 山崎 勝 宏

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局次長 藤井 伸 樹 総務係長 日野 貴 恵
主 事 寶 村 峻

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

○山根委員長 ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより第14回産業厚生常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、9月6日の本会議において付託のあった2件の議案審査を行います。

議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。

藤本市長。

○藤本市長 皆さんおはようございます。産業厚生常任委員会の開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多用の中、当委員会に御出席誠にありがとうございます。

本日は本定例会上程し本会議において付託となりました2議案について御審議いただきます。最後までどうかよろしく願いいたします。

詳細については担当のほうから御説明をさせていただきます。よろしく願います。

○山根委員長 それでは議事に入ります。これより福祉保健部に係る議案審査を行います。

議案第61号、安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐藤子育て支援課長。

○佐藤子育て支援課長 おはようございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、所要の改正が行われたため、この改正に伴う関係条例の整備を行うものです。

説明資料の1ページをお開きください。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等は、国が定めた基準に沿って地方公共団体が定めるとされています。

改正の内容ですが、満3歳児の職員配置基準を児童おおむね20人につき1人以上から児童15人につき1人以上へ、満4歳以上児の職員配置基準を児童30人につき1人以上から児童25人につき1人以上へと改善する改正が行われました。

次に、議案書を御覧ください。

表の左側が改正後です。いずれも国の基準の改正と同様に改正を行います。

施行期日については、公布の日からとしております。

また、国の省令に併せて職員の配置状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の配置基準で職員配置を行うことができる旨の経過措置を設けています。

なお、今回の条例改正の対象となる事業所は、現時点で安芸高田市内

にはありません。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
金行委員。

○金行委員 ちょっと2点ぐらいお聞きします。一問一答で、我が市には今のところないと言われたんですけど、小規模事業所のC型を省くといって書いてありましたよね。あれはC型とは、A型とかB型とかC型とかいうことでC型いうんですが、省くというのはC型というのは、その範囲のお子さんの範囲いうのはあるんですか。まずお聞きします。

○山根委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
佐藤子育て支援課長。

○佐藤子育て支援課長 A型、B型、C型と3つの類型がございます。  
C型といいますのは、小規模保育園の中でも最も家庭的、グループ的に近い形態となっております。

職員は必ずしも保育士の資格を所持していなければならないというわけではございません。自治体が行う研修を修了した家庭的保育者と保育士と同等の知識、技術、経験を有する方の勤務が認められております。具体的には、ゼロから2歳児につきまして3人に対して1人と定められておるものがC型でございます。

○山根委員長 よろしいですか。  
金行委員。

○金行委員 C型というのは、お子さんには保護者がいらっしゃいますよね。保護者が保護できないいうんか、そういうことができない人に対してのカバーをする方の分をやるものがC型ということではないんですか。

○山根委員長 答弁を求めます。  
佐藤子育て支援課長。

○佐藤子育て支援課長 保育所におきましても、保育の入所要件というのがございまして、全てやはり保育に欠ける状況におありになられる方が入所の要件と保育所はなっておりますので、同じ要件ではございますが違いがありますのは先ほど申し上げましたように、園児の定員数であったり、保育に従事する職員の数、必要な資格などが異なっております、このC型という一番小さい小規模なものが認められているというふうに認識しております。

○山根委員長 よろしいですか。  
金行委員。

○金行委員 2点目にお聞きします。  
今回、説明書に書いてあるのは15人に1人になったということですが、初め言われたように、30人がは25人になったということで説明されましたよね。今、ゼロ歳のもあって、1歳から2歳いうのもあるんだと思うんですが、それは1人何人までできるんでしょうか。もう1点お聞きします。

- 山根委員長 答弁を求めます。  
佐藤子育て支援課長。
- 佐藤子育て支援課長 今回改正のありましたA型、B型を例にして申し上げますと、ゼロ歳児につきましては、3人に1人、1歳以上につきましては、6人に1人となっております。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第61号、安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 山根委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第61号の審査を終了いたします。  
ここで、説明員入替えのため、暫時休憩といたします。  
~~~~~○~~~~~  
午前10時09分 休憩
午前10時10分 再開
~~~~~○~~~~~
- 山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
これより建設部に係る議案審査に入ります。  
議案第62号、安芸高田市浄化槽整備施設管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
佐々木下水道課長。
- 佐々木下水道課長 それでは、説明資料を議案とともに御覧ください。  
説明資料の1の改正の趣旨ですが、個人で設置した小型合併浄化槽の管理を、市の管理に変更する移管制度を廃止するため、所要の改正を行うものです。  
2の改正の内容ですが、本案は、個人で設置した小型合併浄化槽の管理を、市の管理に変更する移管制度を廃止し、これに伴う議案2ページ、第3条第1項第3号及び4ページ、第28条の小型合併浄化槽の管理移行に関する条文を削除し、その他条文の整理を行い所要の改正をするものです。  
3の改正の経緯は、まず初めに、移管制度について簡単に説明をします。  
移管制度とは、個人が設置された合併処理浄化槽は個人で維持管理業

者と契約を結び管理を行うこととなりますが、移管制度により市に管理移行することで、市が維持管理を行い、使用者から下水道使用料を市に収めていただくという制度です。

現在、移管されている合併処理浄化槽の大半は、安芸高田市に合併する以前に設置されたものが多く、設置後20年以上経過し、維持管理費・修繕費の増大の要因となっているため移管制度を廃止を考えます。

説明資料の管理基数の推移を御覧ください。

2023年度末時点で市が管理する浄化槽約3,500基のうち、移管浄化槽の修繕基数は約1,000基であり約1,050万円の修繕費がかかっており、2023年度の修繕費全体の約43%を占めています。

4、今後の対応として廃止後の対応となりますが、個人で管理されている合併浄化槽は、既に老朽化している物件が多く、先に説明させていただいたとおり、管理移行を受けた場合、修繕費等の増加が懸念されるため、市として公共浄化槽等整備推進事業により、浄化槽の入れ替えを推進したいと考えます。

最後に5の施行期日については、施行日を2025年4月1日とし、猶予期間6か月の間に広報・ホームページで啓発を行い周知したいと考えています。

以上で説明を終わります。

- 山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
宍戸委員。
- 宍戸委員 この浄化槽、現在もう既に市が管理しているものは返還するんですか、それとも現状維持で行って、今度は市が推進する市の規格の浄化槽を設置するように指導していくと、こういう状況ですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
佐々木課長。
- 佐々木下水道課長 そのように考えております。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。  
山本委員。
- 山本委員 合併浄化槽の設置助成金がありましたよね、今までは。これは今度はどうなるんですか。助成金を出してやっぱり個人で全部管理するようにするわけですか。
- 山根委員長 佐々木課長。
- 佐々木下水道課長 今、公共浄化槽等整備推進事業、これを推進しています。これはいわゆる市が設置する浄化槽ということになります。  
今、山本委員が言われたのは、その設置型の浄化槽を行う前に、安芸高田市がやっておった個人に対して補助金を出す。この個人設置型浄化槽のことを恐らくおっしゃられてるんだらうと思います。  
この制度については、もう現在ありません。ですから、今後、設置型で整備した浄化槽というのは全て市が管理を行います。その管理の内容というのは、浄化槽法で定められておる清掃、それから年3回の法定保

守点検、それから法定検査、これは必須となっておりますので、それ以外にも修繕等も含めて管理を市が行うものです。

その管理に対して使用者から下水道使用料という形でもらうという形になりますので、個人設置の浄化槽については、もう条例としてはありません。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第62号、安芸高田市浄化槽整備施設管理条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第62号の審査を終了いたします。

ここで、説明員退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、その他の項に入ります。

閉会中の継続調査事項について。

現在、本委員会では所管事務調査を行っておりませんので、閉会中の継続調査の申出は行わないことといたします。

その他、皆様から何かございませんか。

〔発言なし〕

○山根委員長 ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら発言を願います。

〔発言なし〕

○山根委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

これをもって第14回産業厚生常任委員会を閉会といたします。



午前10時19分 閉会